

平成24年度

新富町事業実施計画書



平成24年4月

 新 富 町

各事業の説明

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

1 暮らしのインフラ

幹線道路整備事業	8
幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業	8
町内IT化の促進	9
コミュニティバス実証実験	9
水資源の保全	9
上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保	9

2 消防、救急、防災、交通安全

防火意識向上の推進	10
救急体制の強化	10
庁舎本館耐震工事計画	10
住民と一体となった防災体制の構築の推進	10
災害時体制の強化推進	11
防災意識向上の推進	11
木造住宅耐震診断事業	11
木造住宅耐震改修事業	11
安心安全な町づくりの推進	12
交通安全対策	12

3 基地対策

騒音対策	13
障害防止対策	13
藤山溜池整備事業	13
生活環境整備	13

4 住宅、公園、緑地、環境美化

町営住宅整備事業	14
公園及び緑地の整備	14

5 ごみ処理・リサイクル

適正なごみ処理	15
ごみ減量化及び資源リサイクルの推進	15

6 火葬場施設・墓地

火葬場の運営・整備	16
墓地の管理	16

II 自然環境保全・公害

1 自然環境保全・公害

自然環境の保全	17
---------	----

目 次

環境保全意識の啓発	17
環境汚染対策	17
排水路整備事業	18
排水処理対策等の充実	18

第2節 健康・福祉

I 保健・健康づくり・医療

1 保健・健康づくり・医療

健康管理体制の充実	20
地域自殺対策緊急強化事業	20
要援護者等相談支援充実事業	20
町民の健康を守る取り組みの推進	21
ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種委託	22
結核対策の推進	22
地域医療体制の整備	22

II 国民健康保険

1 国民健康保険

国民健康保険	23
--------	----

III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

高齢者の健康づくり	24
介護予防教室	24
転倒予防教室	24
高齢者のいきがづくり	24
災害時要援護者台帳整備とPR	25
高齢者医療	25

IV 障がい者福祉

1 障がい者福祉

在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業	26
地域活動支援センター（I型）	26
地域デイケア実施事業	26

V 児童福祉

1 児童福祉

乳幼児・こども医療費助成事業	27
多子世帯保育料助成事業	27
一時預かり保育事業	27
地域子育て支援拠点事業	27
障がい児保育事業（私立保育園）	28

延長保育促進事業	28
地域活動事業	28
不妊治療費助成事業	28
母子保健事業	28
放課後児童健全育成事業	28
放課後児童クラブ支援事業	29
放課後児童クラブ利用負担軽減事業	29
要保護児童の早期発見及び適切な保護	29
病後児保育事業	29
VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉	
1 低所得者福祉・母子父子家庭福祉	
低所得者福祉	30
ひとり親家庭医療費助成事業	30
第3節 教育・文化・人づくり	
I 幼児教育	
1 幼児教育	
家庭教育の充実	32
ブックスタート事業、おはなし会	32
私立幼稚園振興補助金事業	32
II 義務教育	
1 義務教育	
学校施設・設備の充実	33
学力の向上	33
読書推進事業の展開	33
健康安全教育・食育の推進・道徳教育	33
生徒指導等の充実	34
家庭・地域社会・学校の連携	34
特別支援教育の充実	34
地域教育の推進	34
III 青少年健全育成	
1 青少年健全育成	
子どもチャレンジ事業等	35
放課後子ども推進事業・家庭教育支援事業	35
IV 生涯学習	
1 生涯学習	
複合施設整備事業	36
人権啓発活動の取り組み	36
生涯学習活動の促進	36
成人式自主運営	36

目次

V 文化・スポーツ

1 文化・スポーツ

地区集会所大規模改修事業	37
読書環境整備及び図書環境連携事業	37
文化財の環境整備	37
生涯スポーツ活動の促進	37
体育施設管理及び整備	37

VI ボランティア・男女共同参画

1 ボランティア・男女共同参画

ボランティア公募の推進	38
男女共同参画の推進	38
女性を取り巻く環境の整備	38

第4節 産業・経済

I 農業

1 農業

効率的・安定的な水田農業の確立	40
畑作営農の経営再編	40
有害鳥獣対策	40
施設園芸の病虫害対策	40
遊休農地等の解消及び発生防止	41
農業者年金の推進	41
認定農業者等へ農地の集積	41
経営・流通販売体制の改革	42
農道舗装の推進	42
農地・水環境保全事業の推進	42
畜産振興対策	42

II 林業・水産業

1 林業・水産業

海岸保安林の松くい虫防除	43
--------------	----

III 商業、サービス業、工業

1 商業、サービス業、工業

口蹄疫復興対策	44
地元商店街等との連携	44
企業誘致の推進	45
消費者行政についての啓発	45

V 観光

1 観光

スカイパーク基本計画策定委託	4 6
温泉化粧水どんぐりの販売促進	4 6
新富温泉サン・ルピナスの集客	4 6
魅力ある観光の振興	4 7

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

I ビジョンを実現するための行政の取り組み

1 行財政

長期総合計画の実効性の確保	5 0
---------------	-----

2 町民参加の推進

行政情報の公開	5 1
開かれた議会の実現	5 1
地区（自治会）加入の推進	5 1
まちづくり事業の推進	5 1
若者連絡協議会の活動推進	5 2
議会広報誌の充実	5 2

3 行財政運営の効率化

財政運営の効率化	5 3
財源の確保	5 3
家屋全棟調査	5 3
雑種地評価支援業務	5 3
納税方法の周知	5 4
納税相談の拡充	5 4
滞納処分の強化	5 4
余裕金管理の充実	5 4
収納代理金融機関の拡充	5 4
行政運営の効率化	5 5
行政改革推進	5 5
国民年金の充実	5 5
窓口業務のサービス向上	5 6
職員の資質の向上	5 6

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

II 自然環境保全・公害

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

1 暮らしのインフラ

幹線道路整備事業

2億8,920万円

(担当：都市建設課)

- ・ 佐土原～木城線道路改修工事
- ・ 田中～下城元線外1道路改修補償調査 一式
- ・ 末永～鬼付女線道路改修補償調査 一式
- ・ 佐土原～木城線道路改修工事
- ・ 国道10号新富バイパス（日向大橋新設と4車線化）の早期完成に向け、国に強く要望します。

幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

2億3,747万円

(担当：都市建設課)

- ・ 楠～西畦原線道路改良用地測量
- ・ 宮ヶ平～舟津線道路改良実施設計
- ・ 塚原～竹ヶ山線道路改良実施設計
- ・ 駅前周辺整備補償調査一式
- ・ 比良線道路改良工事
- ・ 八幡～大洲線舗装補修工事
- ・ 駅前6号線道路改良工事
- ・ 東畦原～北畦原線道路改良工事
- ・ 富田町～上城元線道路改良工事
- ・ 八幡～軍瀬線用地一式
- ・ 橋梁長寿命化計画書作成一式
- ・ 橋梁改修一式
- ・ 区画線設置工事（外側線等設置および補修）
- ・ その他町道維持補修など

町内 I T 化の促進

8 億 1, 1 3 8 万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 防衛省補助事業である有線ラジオ放送施設整備事業に取り組み、高速情報通信網の基盤整備を行うことにより、災害時の緊急情報や行政情報を提供できます。

コミュニティバス実証実験

1 8 4 万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 公共交通希薄な地域を中心にした新しい交通手段の在り方を探るため、コミュニティバスの試験運行を行い、その効果を検証します。

水資源の保全

1, 9 0 3 万円

(担当：環境水道課)

- ・ 関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ・ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

5, 6 2 5 万円

(担当：環境水道課)

- ・ 上水道施設の管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備を進めます。
平成 2 4 年度の具体的な整備は、次のとおりです。
 - 浄水場急ろ過池表洗管取替工事
 - 県道川床日向新富停車場線配水管布設工事
 - 六反田～浜線配水管布設工事
 - 西五反田地区配水管布設工事
 - 新馬場南線配水管布設工事
- ・ 国道 1 0 号改良工事工期に合わせて、配水敷設工事を実施します。
- ・ 水の安定供給を図るため、道路改良に伴う配水管布設替工事、老朽管の配水敷設工事を実施します。
- ・ 水圧不足地域の解消および耐震対応水道管の切換えを行います。

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

2 消防、救急、防災、交通安全

防火意識向上の推進

1, 096万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 「地域は地域住民で守る」という意識の啓発を図り、消防団員の確保のため、火災出動時の費用弁償を2,000円から3,000円へ増額します。
- ・ 女性ラッパ部員を採用し、制服・ラッパ等楽器を整備します。
- ・ 住宅用火災報知機の設置が義務付けられたため、普及率向上を図ります。
- ・ 東児湯消防組合新富分遣所の移転建設について連携していきます。

救急体制の強化

(担当：防災基地対策課)

- ・ 高規格救急車の導入や救急救命士の確保などにより迅速な救急活動の体制づくりを促進します。
- ・ ドクターヘリの運用について連携していきます。

庁舎本館耐震工事計画

(担当：総務財政課)

- ・ 庁舎本館の耐震診断結果による耐震工事の実施時期・工法等の検討を行います。

住民と一体となった防災体制の構築の推進

531万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 自主防災組織設立の環境づくりの推進
 - ①組織づくりのための情報を提示するため、区長会等でチラシを配布します。
 - ②自主防災組織の年間10地区以上の設立を目指します。
 - ③県が行う防災士養成研修を、自主防災組織、消防団、役場職員等で受講し、防災士資格の取得を目指します。なお、資格取得に必要な防災士試験の受験料と防災士認証の申請料を助成します。
- ・ 自主防災組織への活動支援
 - ①防災意識向上のため、自主防災組織を中心に、消防署、消防団と合同での防災訓練や各種研修・講習会を開催します。
 - ②自主防災組織を形成している地区に対して本年度は5地区を対象に、発電機や投光機等の防災資機材の提供を行います。

災害時体制の強化推進

113万円

(担当：防災基地対策課)

・ 総合的な災害時体制の強化

- ①福祉課と合同で要援護者支援リストと個別支援計画を作成し、要援護者に対するきめ細やかな計画を立案します。
- ②災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。
- ③災害時の避難者のため、3日間程度の食料の備蓄を5年間かけて整備します。
- ④町民と一体となった避難訓練を実施します。

防災意識向上の推進

253万円

(担当：防災基地対策課)

・ 町民の災害意識の啓発のため、津波ハザードマップを作成します。

木造住宅耐震診断事業

27万円

(担当：都市建設課)

・ 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。

※ 6,000円/戸の個人負担が必要

木造住宅耐震改修事業

150万円

(担当：都市建設課)

・ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に対して助成します。

※ 1戸あたりの補助限度額50万円

ご利用できる補助金制度

○ 新富町木造住宅耐震改修事業補助金

新富町では、平成24年度に耐震改修を行う住宅所有者に対し、耐震改修に要した費用の3分の1（50万円を上限とする）を補助する耐震改修事業を行います。

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

2 消防、救急、防災、交通安全

安心安全な町づくりの推進

1, 176万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 防犯灯設置事業を実施し、約170基の防犯灯を設置します。
 - ・ 電気料の負担軽減化を図るため、照明器具にLEDを採用します。
 - ・ 青色パトロール車・危機管理専門員・防犯パトロール員の活用を巡回実施します。
- ①交通安全運動期間に合わせて、高齢者クラブを対象とした「あおぞら教室」を開催し、交通安全・防犯に関する講習会を年間6回程度実施します。
 - ②毎月約10世帯程度独居高齢者宅等への訪問を行います。
 - ③防犯・交通安全教室を開催する学校や保育所（園）において、不審者対策の防犯教室と交通安全教室を年間5ヶ所で開催します。
 - ④児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。
- ・ 「新富町メール配信サービス」の登録促進を行い、防犯・防災・交通安全情報を提供します。



「見守り隊」の活動の様子（るぴーモール虹ヶ丘商店街）

交通安全対策

242万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。
- ・ 道路の外側線等の区画線を整備します。

騒音対策

1, 217万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 住宅防音工事のさらなる推進を図ります。
- ・ 告示後住宅の防音工事についても国に働きかけます。
- ・ 目視調査を1年間通して行い、飛行実態の把握に努めるとともに、騒音測定結果を公表するなど細やかな騒音実態の周知を図ります。

障害防止対策

5, 890万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 米軍の移転訓練期間中は、庁舎内に「米軍移転訓練連絡本部」を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させることで、監視体制のマニュアルに添った連絡体制づくりを強化します。
- ・ 緊急連絡のため現地に連絡員を配置し、情報の迅速な把握に努め、町民の安全・安心の確保に取り組みます。
- ・ 米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。

藤山溜池整備事業

(上記(障害防止対策)関連)

(担当：農業振興課)

- ・ 藤山溜池の用水確保のため、土砂の池への流入を防ぐ土砂溜工を整備します。

生活環境整備

(担当：防災基地対策課)

- ・ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国(熊本防衛支局、新田原基地)との連絡を密にします。
- ・ 基地内および周辺財産に植樹してある樹木の伐採等の対策を申し入れます。
- ・ 町が指定する周辺財産の緑地帯の整備を国と協議し進めていきます。
- ・ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

4 住宅、公園、緑地、環境美化

町営住宅整備事業

5, 296万円

(担当：都市建設課)

- ・ 町営住宅新町新団地B棟の耐震診断を行います。
- ・ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。
- ・ 町営住宅栗野田団地B棟の屋根について、改修します。
- ・ 町営住宅宮ヶ平団地A棟の外壁・ベランダ手すり・階段室（手すり等）について、改修します。
- ・ 町営住宅栗野田団地の浄化槽について、改修します。

公園及び緑地の整備

1, 792万円

(担当：都市建設課)

- ・ 緑地の保全および緑化の推進に関する基本方針を策定します。
- ・ 富田浜公園の計画的な改修・修繕を実施するため、公園長寿命化計画を策定します。
- ・ 湖水ヶ池公園内の中央に位置するトイレを、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できるトイレとするため、建屋の改修および水洗化、合併浄化槽の設置工事を行います。

適正なごみ処理

2億5,645万円

(担当：環境水道課)

- ・ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。
- ・ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。

ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

183万円

(担当：環境水道課)

- ・ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行い、一般廃棄物の排出抑制を促進するとともに可燃ごみの前年比5%削減を目標とします。
- ・ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。



町民による清掃活動（富田浜）

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

6 火葬場施設・墓地

火葬場の運営・設備

471万円

(担当：環境水道課)

- ・ 周囲の環境に配慮した近代的な火葬場建設着手に向けて進んでいきます。
- ・ 火葬場運営について、1市3町から1市5町での広域取組みとして協議を進めます。

墓地の管理

19万円

(担当：環境水道課)

- ・ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。
- ・ 墓地改葬について住民に周知します。
- ・ 町営墓地を適正に管理します。

自然環境の保全

450万円

(担当：環境水道課)

- ・ 温室効果ガス削減に向けて、再生可能エネルギーの推進を行うため住宅への太陽光発電システムの設置を推進します。
- ・ 河川汚染の原因の1つとなる油が、各家庭から河川に流失することを防ぐために、年間4,0000を目標に廃食油の回収を行います。
- ・ 海岸清掃等のボランティア活動を推進します。

ご利用できる補助金制度

○ 新富町住宅用太陽光発電システム設置費補助金

新富町内の1戸建て住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、国・県とは別に町でも補助が受けられます。

(補助金額については次のとおりです。)

町内業者の場合は、1kwあたり3万円で上限が12万円

町外業者の場合は、1kwあたり1.5万円で上限が6万円

環境保全意識の啓発

4万円

(担当：環境水道課)

- ・ 西都児湯クリーンセンターで年間2回行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発します。
- ・ 地球温暖化防止対策の推進を図るため、温室効果ガス削減の取り組みを行います。

環境汚染対策

326万円

(担当：環境水道課)

- ・ 不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ・ 新富町の環境保全に取り組みます。
- ・ 口蹄疫や鳥インフルエンザの埋却地周辺の地下水について、3カ月に一度水質検査を行います。

第1節 暮らし・環境

Ⅱ 自然環境保全・公害

1 自然環境保全・公害

排水路整備事業

4, 983万円

(担当：都市建設課)



- ・ 仲伏地区排水路実施設計
- ・ 湯之元線排水路実施設計
- ・ 六反田地区排水路整備調査
- ・ 追分地区排水路工事

排水処理対策等の充実

1億4, 778万円

(担当：環境水道課)

- ・ 生活排水から河川等の水質を守る為に、合併浄化槽の普及率60%を目標に推進します。
- ・ 新富し尿処理施設「潮香苑」を適正に運営します。

 **ご利用できる補助金制度** 

○新富町浄化槽設置事業補助金

新富町内全域で合併浄化槽設置に対して補助が受けられます。

(補助金額は次のとおりです。)

5 人 槽 33万2, 000円

7 人 槽 41万4, 000円

10人槽 54万8, 000円

第2節 健康・福祉

- I 保健・健康づくり・医療
- II 国民健康保険
- III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険
- IV 障がい者福祉
- V 児童福祉
- VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉

第2節 健康・福祉

I 保健・健康づくり・医療

1 保健・健康づくり・医療

健康管理体制の充実

130万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問による個別指導等を行います。
- ・ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ・ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。

ご利用できる補助金制度

○ 国民健康保険特定健康審査

国民健康保険加入者の40歳以上75歳未満の方を対象に無料で実施しています。

○ 出前健康教室

健康講話や料理教室などを地域に出向いて開催しています。

お申し込みにより随時ご要望に応じていますので、是非ご活用ください。

地域自殺対策緊急強化事業

53万円

(担当：福祉課)

- ・ 30歳～60歳から抽出した3,000人にアンケート調査を実施します。その調査結果を基に地域における自殺対策の強化を行います。
- ・ 具体的な取り組みとしては、普及啓発活動の実施・ボランティア団体の育成強化および協働を行います。

要援護者等相談支援充実事業

212万円

(担当：福祉課)

- ・ 「人材育成事業」「普及啓発事業」に加え「対面型相談支援事業」に取り組みます。
- ・ 具体的な取り組みとして、65歳以上の方の基本チェックリストの結果を基にハイリスク者のスクリーニング（精査）を行います。
- ・ 65歳未満の方については、既存の事業と連帯し、専門機関との情報の共有化を図りながら訪問などの支援を行います。

町民の健康を守る取り組みの推進

951万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 受診率向上のため、子宮がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診などの助成を行います。
- ・ 厚生労働省が推進している子宮頸がん予防ワクチン接種事業については、接種率の向上を図ります。
- ・ 特定健康診査の受診率向上を図り、個別指導や予防教室などの保健指導につなげます。

ご利用できる補助金制度

○ 児童生徒予防接種

麻しん・風しん3期・4期（平成24年度まで）、二種混合、日本脳炎について、対象年齢の期間は無料で予防接種ができます。

○ 各種がん検診

子宮がんは20歳以上、前立腺がんは50歳以上、その他のがん検診は40歳以上を対象に実施（料金は健康カレンダーを参照ください。）しています。

また65歳以上の方については、乳がん検診以外、国の再編交付金を活用し無料としています。

○がん検診推進事業（県補助）

県の補助事業でがん検診推進事業を行い、節目年齢の方に無料クーポン券を発行して受診していただいています。

○ 子宮頸がんワクチン接種事業

子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、中学校1年生から高校1年生までを対象に、昨年高校1年生で1回目を接種した方は高校2年生でも無料で接種できます。

第2節 健康・福祉

I 保健・健康づくり・医療

1 保健・健康づくり・医療

ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種委託

263万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ ヒブ（インフルエンザb型菌）感染および肺炎球菌感染による細菌性髄膜炎などの予防のためのワクチン接種を保護者負担なしで行います。

ご利用できる補助金制度

- ヒブワクチン接種事業
- 肺炎球菌ワクチン接種事業

ヒブや肺炎球菌に感染しますと、肺炎や肺血しょうを発症し、重篤になると髄膜炎まで引き起こします。無料で接種していますのでご活用ください。

結核対策の推進

25万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 結核は過去の病気ではなく現在でも我が国最大の感染症で、毎年全国で約3万5,000人もの人が感染しています。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進することが必要です。
- ・ 結核に関する正しい知識を持ち、その予防に十分な注意を払います。
- ・ 患者等の人権が損なわれないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組みます。

ご利用できる補助金制度

- 結核健診

結核検診は、法律により定期的に実施しています。

65歳以上の方が対象で受診料は無料です。

地域医療体制の整備

205万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

国民健康保険

2億6,412万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられていますが、これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組みます。

🌿ご利用できる補助金制度🌿

○ 脳ドック助成事業

国民健康保険加入者を対象に150人を定員に実施しています。通常は3万円程の費用がかかりますが、助成により本人負担は6,000円となります。

ただし、過去3年以内に受診された方は、助成の対象外になります。



地区集会所での健康教室の様子

第2節 健康・福祉

Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

高齢者の健康づくり

35万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮年期死亡を減少させることで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。
- ・ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

ご利用できる補助金制度

○ すこやか高齢者健康診査

75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象に実施しています。

皆さま無料検診となっていますので、自分の健康状態を知るために受診して下さい。

介護予防教室

372万円

(担当：福祉課)

- ・ 高齢者の健康保持および介護給付費抑制のために、介護予防教室を町内3地域で行います。

○ 運動機能向上 町内3会場 各13回 1会場15名

※3会場の内1会場で認知症予防も同時に実施します。

○ 口腔ケア 町内1会場 各6回 1会場15名

- ・ 介護予防教室（運動機能向上）を終了した高齢者に、引き続き運動を継続してもらうためにフォローアップ教室を町内3地域で行います。

○ フォローアップ教室 町内3会場 各8回 1会場20名

転倒予防教室

10万円

(担当：福祉課)

- ・ 介護予防リーダーを活用しながら、各地域での転倒予防教室を実施します。

○ 富田地区 3地区 延べ120名

○ 新田地区 3地区 延べ80名

高齢者のいきがづくり

56万円

(担当：福祉課)

- ・ 生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがづくりの充実を図ります。

災害時要援護者台帳整備と PR

21万円

(担当：福祉課)

- ・ 災害時要援護者台帳の整備を進めます。
- ・ 防災基地対策課、社会福祉協議会などと協議し、台帳の活用方法、災害時の対応方法について、消防、警察など外部との情報共有のための理解を得るための調整を行います。

高齢者医療

3,100万円

(担当：いきいき健康課)

- ・ 75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々がお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。

第2節 健康・福祉

Ⅳ 障がい者福祉

1 障がい者福祉

在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

60万円

(担当：福祉課)

- ・ 障がい者は福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、昨年に引き続き自己負担の2分の1の助成を行います。
- ・ 非課税世帯については、自己負担の無料化を実施します。

地域活動支援センター（Ⅰ型）

600万円

(担当：福祉課)

- ・ 精神障害で悩んでいる方やその家族に対する相談支援を行います。
- ・ 地域の方々の交流やボランティア活動の支援および就労支援を行います。

地域デイケア実施事業

(担当：福祉課)

- ・ 生活リズムの改善やコミュニケーションの向上、社会参加の促進を図るため、地域で生活している精神障がい者およびその家族を対象に、レクリエーション、創作活動などを行います。



地域デイケア実施事業
(いきいきサロンとの交流会の様子)

乳幼児・こども医療費助成事業

7, 014万円

(担当：町民こども課)

・保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中学生が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成します。

(助成額)

乳幼児医療は、1診療報酬明細書ごとに350円(保護者負担分 調剤薬局は自己負担なし)を控除した額、こども医療は、1診療報酬明細書ごとに500円(保護者負担分 調剤薬局は自己負担なし)を控除した額を助成します。

多子世帯保育料助成事業

532万円

(担当：町民こども課)

・安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学校（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。

一時預かり保育事業

315万円

(担当：町民こども課)

・保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。

地域子育て支援拠点事業

1, 176万円

(担当：町民こども課)

・各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

下記の要件をすべて満たしている施設に対して、1か所当たり年額 6,840千円を補助しています。

○保育所等の児童福祉施設で、効率的・継続的な事業実施が可能な場所。

○原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

※ 開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯に十分配慮を行うこと。

○育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者2名を配置していること。

第2節 健康・福祉

V 児童福祉

1 児童福祉

障がい児保育事業（私立保育園） 360万円

（担当：町民こども課）

・ 障がい児保育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

延長保育促進事業 360万円

（担当：町民こども課）

・ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

地域活動事業 90万円

（担当：町民こども課）

・ 地域の高齢者や異年齢児童等の世代間の交流を継続的に実施する取り組みを行っている保育園に補助を行い、地域の子育て力を高めます。

不妊治療費助成事業 40万円

（担当：いきいき健康課）

・ 不妊治療費の一部助成を行います。

※ 特定不妊治療費は上限30万円を上限に年2回まで、一般不妊治療費は2分の1助成で10万円を上限に2年間を限度に助成しています。

母子保健事業 244万円

（担当：いきいき健康課）

・ 妊婦一般健康診査については計14回9万、合計5,050円まで助成します。

・ 乳児一般健康診査については計2回、合計1万200円（5,600円×2回）を助成しています。

放課後児童健全育成事業 1,075万円

（担当：町民こども課）

・ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に保育所などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

放課後児童クラブ支援事業

118万円

(担当：町民こども課)

・放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います。

放課後児童クラブ利用負担軽減事業

351万円

(担当：町民こども課)

・新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額3,000円、8月は月額8,000円を超えた額のうち2,000円を上限として算出した額を補助しています。

要保護児童の早期発見及び適切な保護

3万円

(担当：町民こども課)

・保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

病後児保育事業

67万円

(担当：町民こども課)

- ・保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応などを行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ります。
- ・具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース(部屋)を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。

第2節 健康・福祉

VI 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉

1 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉

低所得者福祉

(担当：福祉課)

- ・ 民生・児童委員に家庭を訪問してもらい、各世帯の実態を把握するとともに、民生・児童委員、福祉事務所などとも連携し、相談・指導体制の充実を図り、生活の安定を支援します。

ひとり親家庭医療費助成事業

73万円

(担当：町民こども課)

- ・ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

第3節 教育・文化・人づくり

I 幼児教育

II 義務教育

III 青少年健全育成

IV 生涯学習

V 文化・スポーツ

VI ボランティア・男女共同参画

第3節 教育・文化・人づくり

I 幼児教育

1 幼児教育

家庭教育の充実

(担当：町民こども課)

- ・ 家庭での幼児教育の重要性について、講習会などで啓発を図るとともに、幼稚園・保育所、関係機関とも連携した各種研修会を開催しながら保護者・地域の理解を得て、家庭教育に対し支援します。

ブックスタート事業、おはなし会

26万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 保健センターが行う4～7カ月健診時にブックスタート事業（4回/年）を行い、本を通じた親子のふれあいを啓発します。
- ・ 本を通じた親子のふれあいの場としておはなし会（4回/年）を開催します。



ブックスタート事業では絵本のプレゼントも行っている

私立幼稚園振興補助金事業

225万円

(担当：町民こども課)

- ・ 幼稚園の教育条件の維持、向上および在園する幼児にかかわる経費負担の軽減を図るため、設置者が購入しようとする教具、教材などの助成を行います。
- ・ 障がい児の幼児教育の向上を図るため、障害のある幼児の支援を目的とした職員加配に伴う経費の助成を行います。

学校施設・設備の充実

5, 513万円

(担当：教育総務課)

- ・ 学校施設の充実に取り組みます。
 - ①富田小学校裏山の用地造成工事を行います。
(当面は駐車場として利用します。)
 - ②上新田小学校移設に向けての協議を行います。

学力の向上

5, 493万円

(担当：教育総務課)

- ・ 学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。
 - ①県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から指導・助言できる体制を作ります。
 - ②少人数指導など指導方法や指導体制を工夫し、学力向上を図ります。
 - ③生徒一人ひとりへの、きめ細かな指導を行います。
 - ④小中一貫教育を推進し、新田小中学校一貫教育を充実させます。
- ・ 他の学校区でも実態に応じた連携・一貫教育を進めます。

読書推進事業の展開

298万円

(担当：教育総務課)

- ・ 「読書のまち新富づくり」を推進します。
 - ①読み聞かせ等の幼保小中連携による読書活動を推進します。
 - ②毎月20日～26日をファミリー読書週間とし、23日をファミリー読書の日とすることで、家族での読書活動を推進します。
 - ③学校図書館の充実と活用を図るため、図書館の蔵書数増に取り組みます。

健康安全教育・食育の推進・道徳教育

(担当：教育総務課)

- ・ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。
 - ①「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。
 - ②食に関する指導（食育）および弁当の日の取り組みを推進します。
 - ③交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。
 - ④道徳授業の指導方法改善に努めるとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

第3節 教育・文化・人づくり

Ⅱ 義務教育

1 義務教育

生徒指導等の充実

210万円

(担当：教育総務課)

- ・ 学校教育の充実を図ります。
 - ①各学校に非常勤講師を配置します。
 - ②児童生徒の心のケアのため、スクールアシスタントを配置します。
 - ③中学生海外派遣研修を行います。
 - ④パソコンや電子黒板を有効活用します。
 - ⑤家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。
 - ⑥関係機関等と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。

家庭・地域社会・学校の連携

(担当：教育総務課)

- ・ 心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。

特別支援教育の充実

800万円

(担当：教育総務課)

- ・ 個々の児童生徒の障害の状況に応じた特別支援教育を推進します。

地域教育の推進

2万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 地域教育推進会議を中心に、学校と地域社会が連携できる方策を検討します。

子どもチャレンジ事業等

85万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 町内各中学校区で活動する、育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンスなどの活動を推進・支援します。
- ・ 学校・地域・家庭が連携した子どもの健全育成を図ります。



餅つき



クリスマス飾りづくり

※町体育館で開催された子どもフェスティバルの様子



茶道教室

放課後子ども推進事業・家庭教育支援事業

287万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 放課後子ども教室などの指導者を町内外に募集し、多くの方々が社会参加できるような体制づくりを進めます。
- ・ 家庭教育支援のための子育て講座の開催や支援ケース会議を行います。

第3節 教育・文化・人づくり

Ⅳ 生涯学習

1 生涯学習

複合施設整備事業

21万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 図書館・資料館・コミュニティエリア（公民館機能）を中心とした複合施設の整備計画を進めます。

人権啓発活動の取り組み

41万円

(担当：町民こども課)

- ・ 人権擁護委員による無料人権相談所を年6回開催します。
- ・ 町主催のイベントや人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重理念への理解を深めてもらうよう人権尊重のまちづくりを推進します。
- ・ 町立学校2校において、児童生徒が互いに協力しながら花を栽培することによって、思いやりや命の大切さを学ぶ「人権の花」運動を実施し、子どもたちの人権尊重精神の普及に取り組みます。

生涯学習活動の促進

281万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 町民のニーズ、年齢層にあった生涯学習講座（19講座）を開講し、発表の場を提供します。
- ・ 生涯学習講師助成を推進し、地区公民館活動の活性化を図ります。



ご利用できる補助金制度

○生涯学習講師助成事業

※ 4,500円/回（申請地区への補助額）

花のある暮らし教室の活動風景

成人式自主運営

66万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を応援し、新成人の社会参加を促進します。

地区集会所大規模改修事業 8, 777万円

(担当：防災基地対策課)

- ・ 地区集会所の大規模改修設計委託および工事を実施します。(5館分)

読書環境整備及び図書環境連携事業 1, 190万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 司書を配置し、学校図書室や公民館図書室を図書管理システムで連携させ、町民に利用しやすい読書環境づくりを行います。
- ・ 学校に図書支援員を派遣して、児童生徒の図書利用を進め、さらに学校および公民館図書の蔵書の充実に努め、読書環境の整備を進めます。
- ・ 読書環境の整備に関する基金を創設します。

文化財の環境整備 6, 120万円



(担当：生涯学習課)

- ・ 湯之宮座論梅の周辺整備(広場・保護増殖園など)を完了します。
- ・ 新田原古墳群の百足塚古墳本体の整備を完了し、周辺便益施設の整備を図ります。

生涯スポーツ活動の促進 402万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開設します。
- ・ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の指導を行います。
- ・ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。

 ご利用できる補助金制度 

- スポーツ少年団等全国・九州大会出場助成
- ※ 九州大会…1万円/1名、全国大会…2万円/1名の補助

体育施設管理及び整備 1, 999万円

(担当：生涯学習課)

- ・ 体育施設の管理および整備を進め、新たに弓道場整備計画に伴う実施設計を行います。

第3節 教育・文化・人づくり

VI ボランティア・男女共同参画

1 ボランティア・男女共同参画

ボランティア公募の推進

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 各種ボランティアについて、今後も公募を行っていきます。
 - ・ 現在ボランティアに参加している団体の意見を取り入れ、ボランティアの推進に取り組みます。
- 草刈ボランティアの充実
 - まつり・イベントボランティアの確立
 - 観光ボランティアの研究および設置（養成講座等の開催）
 - ボランティア協議会との密な連携



一ツ瀬川河畔の桜植栽地草刈りの様子

男女共同参画の推進

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 人材の発掘や育成に努め、女性の各種審議会や委員会などへの積極的な登用を進めます。

女性を取り巻く環境の整備

(担当：町民こども課)

- ・ 女性の社会参加に向けて、育児や介護に対する社会的支援の充実を図ります。

第4節 産業・経済

I 農業

II 林業・水産業

III 商業、サービス業、工業

IV 雇用

V 観光

4節 産業・経済

I 農業

1 農業

効率的・安定的な水田農業の確立

1, 574万円

(担当：農業振興課)

- ・ 新規需要米としての飼料用稲、米粉米、飼料用米の作付や水田後作としてのそば、なたね、麦、飼料作物の作付推進など既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換を図るなど、米の生産調整と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

畑作営農の経営再編

70万円

(担当：農業振興課)

- ・ シンビジュームの産地強化を図るために展示会を開催して、販路拡大に取り組みます。

有害鳥獣対策

111万円

(担当：農業振興課)

- ・ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

施設園芸の病虫害対策

1, 124万円

(担当：農業振興課)

- ・ ハウス栽培の作物は、病虫害の被害が年々深刻化してその対策が重要となっており、その防除に必要な資材を支援して総合的な防除体系の確立を図ります。

ご利用できる補助金制度

○ 施設園芸病虫害緊急対策事業補助金

光反射シートや防虫ネットの導入に対して町単独の補助を行います。

遊休農地等の解消及び発生防止



194万円

(担当：農業委員会)

- ・ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消および発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者および利用者との調整を図ります。

○ 解消面積：5ha

○ 現地調査：8月～9月

 ご利用できる補助金制度 

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

農用地内の遊休地を再生するための事業で、国庫補助金は事業費の2分の1児湯担い手協議会を通じて実施されます。

農業者年金の推進



41万円

(担当：農業委員会)

- ・ 農業後継者の啓発を推進し、年金制度の理解を図り農業者年金の推進を図ります。

○ 加入目標：4名

○ 加入促進：10月から11月

 ご利用できる補助金制度 

○ 政策支援

認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料（月2万円）の2割（4,000円）、3割（6,000円）、5割（1万円）の国庫補助があります。（最長20年間）

認定農業者等へ農地の集積



90万円

(担当：農業委員会)

- ・ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

○ 所有権移転： 30件 800a

○ 利用権設定：150件 8,000a

 ご利用できる補助金制度 

○ 農業者戸別所得補償制度

農地の貸し手が円滑化団体（農協）に賃借の白紙委任を行い、担い手等と利用権を設定し、一定の要件を満たせば、借り手に反当たり2万円の交付金が支給される制度です。交付金は農業者戸別補償制度の中で、「規模拡大加算」として交付されます。

第4節 産業・経済

I 農業

1 農業

経営・流通販売体制の改革

490万円

(担当：農業振興課)

- ・ 農産物フェアを開催して特産物の販路拡大を図るとともに、流通経路の意識改革に取り組みます。
- ・ 農商工連携による地域経済の活性化を図るため、地元の豊富な農畜産物を使った農産加工品づくりを目的として、個人事業者、中小企業者、企業グループまたは団体が研究開発・宣伝・販売に取り組むことに対してその支援を行います。

ご利用できる補助金制度

○ 新産地・新技術開発促進事業補助金

本町の地域の特性を活かした新たな作物の導入と新技術の確立や農畜産物を使った農産加工品の開発等に対する町単独の補助金です。

農道舗装の推進

1,000万円

(担当：農業振興課)

- ・ 幹線農道のコンクリートによる舗装を行います。

農地・水環境保全事業の推進

779万円

(担当：農業振興課)

- ・ 農地・水環境保全の2期事業として、集落が共同して行う農地・農業用水等の保全管理と集落環境の向上を目的とした活動やその補修・更新等の活動に対して支援を行います。

ご利用できる補助金制度

○ 農地・水環境保全事業補助金

○ 農地・水保全管理支払交付金事業補助金

農業用水路・農道等の清掃・美化活動や補修・更新、舗装等の施設の長寿命化の活動に対する国および町からの補助金です。

畜産振興対策

1,014万円

(担当：農業振興課)

- ・ 家畜伝染病からの復興再建に向けて、優良繁殖雌牛の導入や防疫活動への支援を継続して行います。

ご利用できる補助金制度

○ 口蹄疫復興優良繁殖雌牛導入対策事業

繁殖牛の優良な雌牛の導入に対する町単独の補助金です。

海岸保安林の松くい虫防除

545万円

(担当：農業振興課)

・ 災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残し、松枯れを防止するため、薬剤散布や薬剤の樹幹注入を行います。



松くい虫の駆除のためのヘリコプターからの薬剤散布の様子

第4節 産業・経済

Ⅲ 商業、サービス業、工業

1 商業、サービス業、工業

口蹄疫復興対策

350万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 町融資制度利用者への信用保証料の補助、一部利子の補給を実施し、地域活性化に取り組みます。
- ・ 新富エイサーフェスティバル、九州各県対抗少年相撲大会を開催します。
- ・ イベント・販売促進などを通じたしんとみの産品、店舗、人間を町外へアピールします。
- ・ 県が策定した「口蹄疫からの復興対策・復興方針」に基づき、経済雇用対策、地域雇用対策に積極的に取り組みます。

地元商店街等との連携

1,286万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ ギャラリーしんとみ及び地元商店街と連携していきます。
- ・ ギャラリーしんとみのさらなる企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術の発信地と併せ、町内の観光名所のPR・案内など、新富町商業共同組合と連携して取り組みます。
- ・ 地元商店街の買い物、食事、イベントに関する情報発信を行います。
- ・ 新富町商工会、新富町商業協同組合、新富町観光協会ブログ等のホームページを有効に活用し、各種イベントの情報発信を行います。
- ・ 各種イベントを、地元商店街と連携して開催します。
- ・ 「まつりしんとみ」や「航空祭」など各種イベント時に、町外・県外のお客さんを商店街に導くよう、商店街と協力して実施します。
- ・ 商店街の後継者育成、商工会青年部・婦人部活動の活性化を推進します。
- ・ 各部会の会合に積極的に出席し、現状把握や今後の取り組みについて一緒になって意見を重ね、組織の強化に協力します。
- ・ 地場産業の活性化を目的として、町の農産物を使った加工食品の開発に関して、商工会と連携し新商品の開発を目指します。
- ・ 地場産品の販売促進については、各種イベントへ積極的に参加し、新たな取り組みとして、講師を招いての講習会等を開催します。
- ・ 商品開発、販売方法、販路拡大などの助言、支援を実施するとともに、商工会や食品加工グループとの交流会を開催し、新富そばの新たな展開を目指します。

企業誘致の推進

1, 100万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 新たな工業団地確保に関係課と取り組み、工業団地の候補地を研究とあわせ、企業誘致に取り組みます。
- ・ 新富町都市計画マスタープランとの整合性、交通アクセス、パンフレットの作成、費用対効果を重視した用地確保を目指し、農商工が連携した用地の確保を研究します。
- ・ 企業に対するサポート体制を充実強化し、多様なニーズに迅速に対応できるよう事業所を訪問します。
- ・ 企業の現状や行政への要望を確実に素早く把握し、支援を行うようサポート体制の充実に取り組みます。
- ・ 誘致企業工場等用地取得及び雇用奨励の助成を行います。

消費者行政についての啓発

52万円

(担当：町民こども課)

- ・ 消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ・ 国民生活センターなどと連携して、相談者の抱える悩みや問題などの早期解決を目指します。
- ・ 町主催のイベント時に消費者啓発活動を行い、消費者教育の拡充に取り組みます。



悪徳商法への注意を呼びかける町職員
(まつりしんとみ)

第4節 産業・経済

V 観光

1 観光

スカイパーク基本計画策定委託

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 新田原基地を町の観光資源・情報発信源として捉え、県内外からの観光客の増加と地域経済の活性化に結び付く拠点づくりを行うための基本計画を策定します。

温泉化粧水「どんぐり」の販売促進

(担当：まちおこし政策課)

- ・ イベントや販売促進等の会場で『どんぐり』を使用した無料エステサービスを実施します。
- ・ 販売力の高い町外への店舗にウエイトをおき、純利益の向上につなげます。
- ・ 平成23年11月にリニューアルした『どんぐり』を積極的にPRし、その効果検証を行います。
- ・ 販路拡大として宮崎市および西都・児湯を中心に販路を拡大するとともに、道の駅など集客力のある店舗に積極的にアピールし、現在34店舗ある取扱店舗を24年度中に40店舗に拡大します。
- ・ 23年度達成できなかった目標本数4,000本を本年度は達成できるよう、今後も継続して販売促進の企画の充実を図ります。

新富温泉「サン・ルピナス」の集客

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者とさらに連携を図りPR活動を積極的に行います。
 - テレビ・ラジオを利用したPR
 - インターネットを活用した温泉のPR（ネット情報への掲載）
 - 各種イベントでの温泉のPR
- ・ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ・ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行い、より多くの集客を図ります。

魅力ある観光の振興

170万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 観光事業の促進については、通常の観光事業と並行し、観光地開発および集客向上に取り組みます。
 - ・ 東児湯観光ネットワークと連携し、日帰り観光マップ等を作成します。
 - ・ インターネットを活用した情報誌に新富町の観光地を掲載し、広く新富町の観光地をアピールします。
- 花の里づくり関連イベントの充実
 - まつりしんとみの充実
 - 新田原航空祭への積極的な参加
 - 座論梅うめまつりの充実
 - グリーンツーリズム実践者との意見交換
 - 新富町ガイドブックの第二弾の発行、読者の反応および掲載店舗の検証を行い、次の展開につなげます。



黒木さん家の芝桜（毎年3月下旬から4月上旬が見ごろ）

第5節 ビジョンを実現するための 行政の取り組み

I ビジョンを実現するための行政の取り組み

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

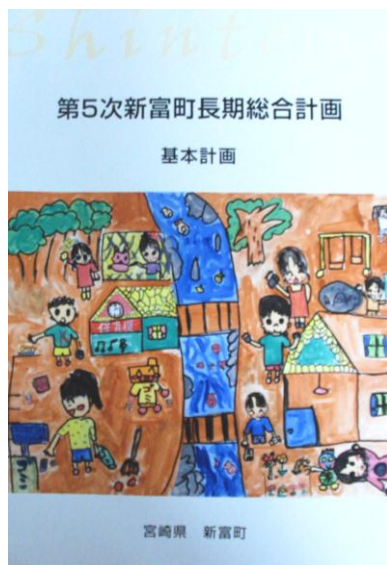
I ビジョンを実現するための行政の取り組み

1 行財政

長期総合計画の実効性の確保

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。



平成23年度から平成33年度を対象期間とした第5次長期総合計画

行政情報の公開

(担当：総務財政課)

- ・ 予算・決算の状況について、議会終了後速やかに広報誌を作成するとともに、情報公開のため町のホームページに掲載します。

開かれた議会の実現

(担当：議会事務局)

- ・ 議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。
- ・ 議会定例会の開催日程等について、事前に町民への広報を行い、参加（傍聴）しやすい環境づくりに努めます。

地区（自治会）加入の推進

(担当：総務財政課)

- ・ 環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的主体的に活動できるようだれもが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、広報誌等で地区加入を呼びかけ、地区組織の拡充を図ります。

まちづくり事業の推進

1,400万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。
- ・ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。

ご利用できる補助金制度

○ まちづくり補助金

生涯学習活動や世代を超えた地域コミュニティ発展のための活動、郷土芸能・文化活動・自然環境などの地域資源を保全する活動、広く町民を対象とした地域活性化のためのイベントなどまちづくり補助金を広く町民に周知し、更なる活用を推進します。

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

I ビジョンを実現するための行政の取り組み

2 町民参加の推進

若者連絡協議会の活動推進

54万円

(担当：まちおこし政策課)

- ・ 新富町の青年団体の集合体である若者連絡協議会を積極的に支援・助言を行い、町内若者組織強化・人員増加を図り、若者による地域づくりを推進します。
- ・ 各団体全体・全員での交流会を開催し、組織強化を図ります。



若者連絡協議会が中心となり開催された「まつりしんとみ 2011」

議会広報誌の充実

(担当：議会事務局)

- ・ 「議会だより」の充実を図り、町民が理解しやすい広報誌の作成を目指します。

財政運営の効率化

(担当：総務財政課)

- ・ 財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い予算に反映します。

財源の確保

(担当：総務財政課)

- ・ 各事業担当課に国庫補助・県補助の活用について再検討を依頼するとともに、基金の活用や公債等による財源の確保を図ります。

家屋全棟調査

(担当：税務課)

- ・ 未調査等により評価されていない家屋を対象に調査するもので、現に評価されている家屋との公平を期するため、前回の調査（平成19年度～23年度）を経て、あらためて平成24年度から年間10地区を目途に、6年をかけて実施します。
- ・ 調査は、下新田、上新田、日置、三納代、上富田、下富田の順で実施します。
 - 瀬口、竹淵、中村、山之坊、柳瀬、中須、伊倉、麓、成法寺、溜水（平成24年度）
- ・ 今年度は、前回平成19年度に調査した下新田地区を実施しますが、当時作成した調査資料と平成23年11月撮影の航空写真とを対比させ、対象家屋を絞り込むなど航空写真を有効に活用します。
- ・ 調査体制は2人1班とし、2班を編成、現地調査は7月上旬から10月下旬とします。

雑種地評価支援業務

(担当：税務課)

- ・ 駐車場用地、資材置き場用地など「雑種地」の公平な評価を確保するため、類型毎に雑種地の現況調査を行います。
- ・ 所在地・利用状況等を把握、現行評価を検証し、必要であれば見直しを行い、適正評価を図ります。
- ・ この業務は、平成27年度評価替えにあわせ、平成24年度から3年をかけて実施します。
 - 現地調査（平成24年度）
 - 個々の画地の類型分け（平成25年度）
 - 類型分け案を現地で再確認（平成26年度）
- ・ 平成24年度は、対象画地の選定、現地調査を行います。
 - 調査範囲 新富町全域、約960地点
 - 予定期間 平成24年6月～平成25年3月

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

I ビジョンを実現するための行政の取り組み

3 行財政運営の効率化

納税方法の周知

(担当：税務課)

- ・ 口座振替の推進を行っていきます。
- ・ 納付環境の充実を図るため、昨年度より導入した「コンビニエンスストア」納付制度のさらなる啓発を推進します。

納税相談の拡充

(担当：税務課)

- ・ 滞納初期段階で督促・催告を行い、納期内納付の困難な納税者に対しては、納税相談の活用を促すことで滞納の常習化防止を図ります。

滞納処分の強化

(担当：税務課)

- ・ 税の公平性を維持するため、悪質な滞納者等に対して滞納処分（給与差押、預貯金・保険等の差押）を強化します。
- ・ 滞納処分に伴う差押物を速やかに滞納税へ充当するため、インターネット公売の研究・導入を行います。

余裕金管理の充実

(担当：会計課)

- ・ 余裕金の活用による預金利息のさらなる拡大確保に努めるため、安心安全を基本に高金利の金融機関を選定します。

収納代理金融機関の拡充

(担当：会計課)

- ・ 公金収納エリアの拡大を図るため、収納代理金融機関の拡充を図ります。

行政運営の効率化

(担当：総務財政課)

- ・ 事業の必要性の検討を行うとともに、優先順位を決め歳出の安定化を図り予算に反映させます。
- ・ さらなる行政運営の効率化を目指し、行政改革推進会議での検討を進めます。
- ・ 総合窓口について取扱い業務の充実を図り、町民の方への利便性向上を目指します。

行政改革推進

20万円

(担当：総務財政課)

- ・ 事業の成果・改善点を把握し、補助事業等の事業仕分けを実施します。また、改善点等を次年度以降の補助事業等に反映します。

国民年金の充実

(担当：町民こども課)

- ・ 国民年金の制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌およびホームページを通じて広く広報を行います。
- ・ 窓口にて「ねんきんネット」を活用し、町民の皆様の年金記録の照会等を行い、サービスの向上を図ります。

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

I ビジョンを実現するための行政の取り組み

3 行財政運営の効率化

窓口業務のサービス向上

(担当：町民こども課)

- ・ 昨年度に引き続き、来庁者へ誠実で優しく丁寧な対応を心掛けます。
- ・ ライフイベントごとの手続き案内書や庁舎内の案内表示などをより一層充実させて、来庁者に優しく丁寧で温かみのある総合窓口、業務知識をさらに高めて信頼される総合窓口を目指します。
- ・ 本来担当課でしかできなかった各種証明書発行にも対応することで町民の皆様のさらなる利便性の向上を図ります。
- ・ 本年度10月1日（試行を経ての予定）より、お子様の誕生のお祝いと健やかな成長、ご家族の幸せを祈念し、当町独自の「お祝いメッセージカード（仮称）」を希望者に交付する予定です。



平成23年度に開設した総合窓口

職員の資質の向上

100万円

(担当：総務財政課)

- ・ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。
 - ①宮崎県との人事交流を行います。
 - ②市町村研修センターの実施する研修に参加します。
 - ③町独自の派遣研修を積極的に行います。
 - ④職員に対する独自研修を充実させます。